

第 4 期京都市障害福祉計画（案）に係る意見募集の結果について

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 箇年を実施期間とする「第 4 期京都市障害福祉計画（案）」に関する意見募集を以下のとおり実施しました。

1 実施期間

平成 27 年 1 月 22 日（木）～ 2 月 21 日（土） 31 日間

2 応募方法

郵送，持参，FAX 又は電子メール

3 意見結果

応募者数 45 人（団体を含む），意見数 137 件

(1) 男女別人数（人）

男性	女性	不明	合計
19	16	10	45

(2) 年齢別人数（人）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上	不明	合計
1	0	8	6	6	6	18	45

(3) 居住地別人数（人）

京都市内	京都市外	不明	合計
29	1	15	45

(4) 項目別意見数（件）

区 分	意見数
計画策定の目的・趣旨等に関するもの	0
平成 29 年度の成果目標に関するもの	38
各障害福祉サービス等の見込み方並びにその方策に関するもの	73
地域生活支援事業の実施に関するもの	14
計画の達成状況の分析及び評価に関するもの	1
その他	11
合 計	137

4 主な意見の内容と本市の考え方

別紙のとおり

(1) 計画策定の目的・趣旨等に関するもの（0件）

(2) 平成29年度の成果目標に関するもの（38件）

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
①施設入所者の地域生活への移行（4件）			
1	施設入所者の地域生活への移行は、入所施設職員へのアンケートだけでなく、入所者や保護者にも意見を聞いて取組を進めてほしい。	1	入所施設へのアンケート結果は、施設職員からの回答を基にしておりますが、御指摘のとおり、実際の地域移行に当たっては、地域生活を送るうえで必要な支援などについて、当事者の意思を尊重したものでなければならないと考えております。
2	地域移行者の生活を支えるためには、グループホームの拡充と併せて、居宅介護等の家庭及び地域での個別の支援が必須であり、サービス量と支援者の充足が急務である。	1	グループホームは、障害のある方の地域生活の基盤となるものであり、今後とも、国等の整備費補助の積極的な活用により、新規事業所の設置促進に努めてまいります。 居宅生活を支援するヘルパーの確保及び賃金等の処遇改善についても、サービス提供事業者の新規参入等サービスの拡充が進むように、国に対し、適切な報酬水準の確保をはじめとする必要な措置を講ずるよう要望しております。また、本市が実施主体となる移動支援事業についても、国の報酬改定を踏まえ、今後とも必要な改定を行ってまいります。
3	真に入所施設の利用が必要な方の受入を進めることは、「親なき後」を心配する親としてありがたい。	1	施設入所者の地域移行の促進を図ることによって、真に施設入所の必要な方が入所できるよう取り組んでまいります。
4	親なき後は入所施設を利用するのが安心なのは。	1	障害のある方が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、24時間・365日の相談体制を整えるなど様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築し、地域生活支援のための拠点を整備していくこととしています。
②入院中の精神障害者の地域生活への移行（14件）			
5	精神科病院敷地内にグループホームを設置することはやめてほしい。	6	精神科病院から地域生活への移行に関しては、基本的に自宅やアパート、グループホームへの退院としています。しかし、地域生活への不安をもつ方もいるため、国は病院敷地内でのグループホーム設置に関して、試行的、例外的に認める方向としております。 国の省令においても、利用期間が原則2年以内としていることやこの間も地域生活への移行に向けた支援をすることなどの条件が付されていることから、長期ではなく、短期での移行型のものと考えています。 本市といたしましても、精神障害のある方が安心して地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉がより一層連携し、支援を進めてまいります。
6	精神科病院入院者数の削減目標に、精神科病院敷地内のグループホームへの移行者は含むのか。	1	今後、病院敷地内にグループホームが設置され、精神科病院から入居する方がいた場合、退院として計上することとなります。ただし、あくまで地域生活への移行に向けた一つのステップであり、国の省令においても、利用期間は原則2年以内であり、この間も地域生活への移行に向けた支援をすることなどの条件が付されていることから、長期ではなく、短期での移行型のものと考えています。 病院敷地内のグループホームから自宅やアパート、病院敷地外のグループホーム等へ移行された時点で、正式に地域生活へ移行されたことになると考えています。

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
7	病状が安定しないまま退院することの無いよう、福祉と医療の連携を密にし、丁寧な退院支援を望む。	3	御指摘のとおり、長期入院されている精神障害のある方が安心して地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉がより一層連携し、退院に向けた支援を進めてまいります。
8	死亡と転院・院内転科の人数は退院者数に計上したのか。	1	国の指針に従い、死亡及び転院・院内転科を含む退院者全てを計上しています。
9	長期在院者数の削減に向けて、事業の提案をしたい。	1	御意見の具体的な内容については、退院支援についてより一層充実していくための取組として、参考にさせていただきます。
10	精神科病院からの地域移行に当たって、公営住宅の活用は考えているのか。	1	精神科病院から地域生活への移行にかかわらず、公営住宅を含めた市有財産等の有効活用によるグループホームの設置については、スプリングラーの設置方法等の検討事項も含め、利用促進に向けて引き続き努めてまいります。
11	精神障害のある方に対する誤解や偏見をなくし、地域社会で暮らしやすいようにしてほしい。	1	差別や偏見をなくすためには、障害や障害をお持ちの方に対する正しい理解が大切だと考えております。 障害をお持ちの方が安心して生活できるよう、引き続き理解促進に努めてまいります。
③福祉施設から一般就労への移行（１２件）			
12	誤解が生じないように、用語の定義や統一などが必要。	3	御指摘を踏まえ、用語の説明を追加いたします。 【案に反映させていただいた御意見】
13	次の点を記載してほしい。 ①障害別就労数 ②現時点での定着数 ③離職者数と離職理由	1	①は、御指摘を踏まえ、巻末資料に新たに記載いたします。 ②及び③については、平成２６年４月に開設した京都市障害者職場定着支援等推進センターにおいて分析しているところであり、分析結果を今後の施策に生かしてまいります。 【案に反映させていただいた御意見】
14	・就労サポートのある職場を増やしてほしい。 ・障害のある方の一般就労には、企業側の理解や環境整備、業務内容の調整が必要である。	3	雇用の必要性や意欲がありながらも雇用計画に至らない企業等を対象に、本市では、平成２５年度から「障害者雇用ステップアップ研究会 実践セミナー」を実施し、障害者雇用の推進に努めております。また、「障害者就労支援プロモート事業」の企業見学会では、先進企業を訪問することにより、企業における障害者雇用の理解を進めております。 引き続き、当該取組を進めることにより、障害のある人の働きやすい環境づくりを進めてまいります。
15	就職に向けて模擬体験のできる場を希望する。	1	本市では、京都市役所での約２週間の職場実習を実施し、そこで得た経験をもとに本市の臨時的任用職員として働いていただく「障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業」を実施しています。また、「障害者就労支援プロモート事業」のスキルアップ研修では、一般企業等を訪問し、働くイメージを持っていただける機会を提供しています。 今後も、京都労働局等の関係機関と連携して、幅広い就労支援の取組を進めてまいります。
16	企業が法定雇用率を達成しなかった際の、障害者雇用納付金の使途はどうなるのか。	1	障害者雇用納付金制度では、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（常用労働者２００人超）から納付金を徴収することとなっており、徴収した納付金は、雇用率達成企業に対する調整金、報奨金等として支給することとなっています。

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
17	福祉施設から一般就労への移行は目標値を大幅に上回っているが、定着支援も重要である。	1	本市では、平成26年に京都市障害者職場定着支援等推進センターを設置し、一般企業等で就労する障害のある方の長期就労を支援しています。 また、国の事業を活用し、「京都市就労移行支援事業等ネットワーク形成促進事業」として、企業等へ就職した利用者のいる福祉施設に「職業生活支援員」を配置し、就職した元利用者が気軽に相談できる場や、気分転換できる居場所を提供するとともに、支援員を配置した施設のネットワーク化を図り、合同研修の実施や有効な定着支援事例の共有等を行っています。
18	一般就労への移行者目標は、全ての事業主が法定雇用率を達成したときの人数の何%なのか記載してほしい。	1	全ての事業主が国で定められた法定雇用率を達成した場合の人数については、本市での把握は困難です。 なお、平成26年6月1日時点において、京都府内の企業の障害者雇用率は1.95%、法定雇用率(2.0%)を達成した府内企業の割合は47.4%です。
19	多様な働き方を実現するための取組及び福祉就労の充実を希望する。	1	本市では、京都労働局及び京都府をはじめ、企業、福祉、教育等各分野の関係機関・団体が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を設置し、オール京都体制で障害のある方の意欲と能力と適性に応じた働き方を支援しており、今後とも、同会議による連携の下、取組を進めてまいります。

④障害者の地域生活の支援【新規】(8件)

20	・切れ目ない支援など、親なき後を支える事業に期待する。 ・地域生活支援拠点の整備は、地域生活支援センターの充実でまかなえないか。 ・事業者団体や当事者団体等と十分な議論をしたうえで、有効性・持続性のある事業にしてほしい。 ・十分な予算措置をお願いしたい。	7	障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、生活支援を行う障害者地域生活支援拠点の設置に向けて、平成27年度新規事業として「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業(障害者地域生活支援拠点の設置)」を市会で審議いただいています。 本事業は、1箇所の障害者地域生活支援センターに障害者地域生活支援拠点を設置し、土日祝日等の開所を行うとともに、深夜・早朝時間帯における相談体制を構築するための相談受付の専用電話を設置することとしています。 今後、事業実施によるニーズの精査等を行い、事業者団体や当事者団体等も参画していただいている京都市障害者地域自立支援協議会等であり方を検討いたします。
21	地域生活の支援にあたっては、福祉事務所のケースワーカーの関わりも重要だ。	1	窓口での応対をよりスムーズに行い、相談内容への理解を深めるため、職員研修においても具体的事例等を交える等内容を充実させ、引き続き、総合的な相談が可能な人材の育成に努めてまいります。

(3) 各障害福祉サービス等の見込み方並びにその方策に関するもの(73件)

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
全般(8件)			
22	障害のある方のニーズにきめ細かに対応していこうとする姿勢を感じる。	1	必要なサービス量の確保に向けて、実態とニーズに即した計画となるよう取り組んでまいります。

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
23	障害福祉サービス事業所等の安定的な運営及び福祉人材の確保、定着のための方策が必要。 (その他、訪問系で2件、日中活動系で5件、居住系で1件、相談支援で4件、同様の御意見あり。)	7	福祉人材の確保については、京都市として、「福祉人材確保対策セミナー」や「福祉職場オープンウィーク」を実施し、人材確保に努めています。 また、本市独自の補助として、一定の要件の下、重度障害や視聴覚等障害のある方を多く受け入れている生活介護事業所等に助成を行う「重度障害者等利用事業所支援事業」を平成26年度から実施しています。 今後とも、より充実した事業となるよう事業周知等に努めていくとともに、事業所職員の処遇の改善のため、国が設定する報酬単価が適切な水準となるよう国に対して要望を続けてまいります。
①訪問系サービス（9件）			
24	・ヘルパー数を充実してほしい。 ・行動援護のできるヘルパーを増やしてほしい。	5	ヘルパーの確保については、国に対し、適切な報酬水準の確保等を講ずるよう引き続き積極的な働き掛けを行います。 また、行動援護の事業所やヘルパーの増加に向けて、今後ともガイドヘルパー事業所等に行動援護実施の勧奨を行っていくとともに、京都府が実施する資格研修の周知等によりサービス提供体制の充実に努めてまいります。
25	訪問系サービスの一人当たりの時間数を増やしてほしい。	1	訪問系サービスのニーズはとりわけ大きいですが、他のサービスも同様に充実させ、多様なサービスを利用できることが必要と考えております。今後とも、計画相談支援の実施や支給決定機関によるきめ細かなマネジメントにより、利用者ごとに適切な支給量を決定してまいります。
26	ヘルパーの質向上のための研修会を開催してほしい。	1	障害のある方の地域生活におけるニーズの多様化に対応できるよう、ヘルパーの援助技術の向上に向けた各種研修会（医療的ケア研修、視覚障害者ガイドヘルパー研修、精神障害者ホームヘルパー研修等）を開催しております。
27	事業所職員の処遇改善、事業所増加に向けた取組を希望する。 (再掲)	2	(No. 23 で回答済み)
②日中活動系サービス（28件）			
28	日中活動の内容を充実してほしい。	2	日中活動の場としては生活介護や就労系サービス等の事業所があり、各事業所においてイベントなどの行事を企画されています。
29	生活介護で、平成27年度から平成29年度の1人当たりの月利用日数が減少している。	1	障害の状況等により、週1日や2日の利用となる方がおられることから、必ずしも利用者数の伸び率と利用日数の伸び率が同じとなるとは限らないため、1人当たりの1箇月の利用日数を算出すると、日数は減少する見込みとなっています。 しかしながら、平成26年度までの利用実績を勘案し、生活介護の事業全体としては増加すると見込んでおります。
30	・自立訓練制度を充実してほしい。 ・自立訓練により親なき後にも自立生活が送りやすくなる。	4	今後ともニーズを把握し、新規事業所の確保等、適切な制度運営に努めてまいります。

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
31	自立訓練の期間や利用回数を柔軟にしてほしい。	2	現在の期間設定は、障害者総合支援法に基づく設定となっておりますが、個々の状況に応じてどのような支援が可能か、検討を進めてまいります。
32	就労継続支援A型及びB型の充実を希望する。	1	平成27年2月1日時点で京都市内には、就労継続支援A型及びB型事業所が合計139箇所あり、利用者の受入れに比較的余裕があるため、事業所の数が大幅に増えていくとは考えておりません。 今後、各事業所において、工賃向上を図るための特色ある活動や、一般就労につながるような質の高い支援が今まで以上に求められると考えており、引き続き各事業所と協力しながら、障害のある人を支援してまいります。
33	平成27年度以降、就労移行支援でのアセスメントが無いと、対象者以外は就労継続支援B型の利用ができなくなる。B型の利用者は計画案の見込みより少なくなるのではないかな。	1	国の方針に基づき、平成27年4月以降、就労継続支援B型の利用に際しては、一部の方はアセスメント（事前評価）を受けていただくことになります。しかしながら、障害福祉サービスの利用に当たっては利用者の意思が最優先されるため、B型の利用者が少なくなるとは考えておりません。
34	京都市独自にアセスメントの簡素化を望む。	1	アセスメントの実施に際しては、「国の制度としてやらなければならないこと」、「実際の支援の現場で対応できる制度であること」、そして何よりも「利用者の皆さんのためになる制度とすること」の3点を念頭に置き、就労系事業者及び支援関係者と議論を重ねたうえで、事務手続きの一部簡略化や障害特性に応じた京都市独自の取り扱いなどを定めました。
35	総合支援学校高等部卒業生だけでなく、中途障害の方についても同様に多様な就労形態や環境が必要である。	1	御指摘を踏まえ、「必要な量の見込み」の文面を修正いたします。なお、サービス必要量については、支援学校卒業生に限らず、全ての障害者支援を踏まえたサービス必要量を見込んでおります。 【案に反映させていただいた御意見】
36	障害のある生徒が高等部卒業後に、本人たちの自立心を育てて自己実現できるよう、多様な進路があると良い。	1	日中活動の場としては、就労系のほか、自立訓練や生活介護の事業があり、多様な選択肢の中から進路を検討いただいています。支援学校卒業後に専門学校等へ進学する生徒もおられ、進路先は多岐にわたっています。 また、京都市役所での約2週間の職場実習を実施し、そこで得た経験をもとに本市の臨時的任用職員として働いていただく「障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業」を実施しています。また、「障害者就労支援プロモート事業」のスキルアップ研修では、一般企業等を訪問し、働くイメージを持っていただける機会を提供しています。
37	療養介護及び施設入所支援の人数見込みに変化が無いが、今後どのように利用希望者を受け入れるのか。	1	療養介護においては、利用希望者が多い状況とは言えず、平成24年度以降の実績としてもほぼ横ばいであることを踏まえて、第4期計画期間中の数値を見込んでいます。 施設入所支援に関しては、入所者の地域移行の促進を図ることによって、真に施設入所の必要な方が入所できるよう取り組んでまいります。

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
38	・障害者の高齢化，介護者の高齢化が進む中で，短期入所の定員増に向けて積極的に取り組んでほしい。 ・医療型の短期入所を整備してほしい。 ・緊急時にも短期入所を利用できるようにしてほしい。	8	短期入所については，平成27年3月時点で，平成19年4月時点の52名分から2倍以上の定員となる129名分を確保しており，そのうち医療型についても，平成25年度に「麦の穂学園」において3床から5床に増床していただくなど，一定の改善を図っています。介護福祉士による喀痰吸引制度など，医療型以外の事業所においても一定の医療的ケアが認められていますが，ニーズを把握のうえ，国に対して引き続き，適切な制度となるよう要望してまいります。 また，短期入所の緊急利用が必要な場合には，一定の要件の下，「あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）」を行っています。
39	事業所職員の処遇改善，事業所増加に向けた取組を希望する。（再掲）	5	(No. 23 で回答済み)
③居住系サービス（16件）			
40	空き家や公営住宅をグループホームとして活用できないか。	5	公営住宅を含めた市有財産等の有効活用によるグループホームの設置については，スプリンクラーの設置方法等について検討する必要がある，利用促進に向けて引き続き努めてまいります。 また，新規開設時の負担軽減のため，国等の補助金を活用する等の方法を検討してまいります。
41	グループホームの潜在的ニーズを踏まえて数値設定してほしい。	2	本計画では，毎年実施しているグループホーム利用希望数調査の結果も踏まえて見込を設定しております。今後とも，潜在的利用希望者の把握に努めつつ，グループホームの整備を実施してまいります。
42	・親なき後の地域生活のためにグループホームの充実が必要である。 ・グループホーム充実のため，独自の助成を希望する。	3	グループホームは，「親なき後」の住まいの場となり得るサービスです。独自助成の創設は困難ですが，国に対して引き続き，ニーズに応じた適切な制度となるよう要望するとともに，国等の整備費補助の積極的な活用により，新規事業所の設置促進に努めてまいります。
43	グループホーム入居者が安心して暮らすには，火災報知機やスプリンクラーの設置，夜間の常勤職員勤務が必要である。	1	平成27年4月から，重度障害の方が多く入居するグループホームにおけるスプリンクラーの設置が必須（3年の経過措置期間あり）となったところであり，利用者が安全に安心して生活できるよう，本市としても設置促進等を図ってまいります。 また，人材確保の面等，事業所からの要望の把握に努めるとともに，国に対しては引き続き，ニーズに応じた適切な制度となるよう要望してまいります。
44	グループホームで対応できない重度の人もいるので，親の高齢化や親なき後に備え，入所施設が必要である。	4	施設入所者の地域移行の促進を図ることによって，真に施設入所の必要な方が入所できるよう取り組んでまいります。 また，障害のある方が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう，24時間・365日の相談体制を整えるなど様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築し，地域生活支援のための拠点を整備していくこととしています。

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
45	事業所職員の処遇改善, 事業所増加に向けた取組を希望する。 (再掲)	1	(No. 23 で回答済み)
④相談支援（８件）			
46	・計画相談支援の見込量は過大ではないか。 ・計画相談の際, 今後の生活に対する希望を, 本人がどれだけ答えられるか不安だ。 ・相談支援専門員を対象にした研修をより充実してほしい。	3	本市では, 計画相談支援を実施する事業所の設置促進に向け, 事業所指定の取得勧奨を行うとともに, 十分な報酬単価の設定等を国へ要望しており, 国では, 平成２７年度の報酬改定案として, 質の高い計画相談支援を提供する事業所への加算の創設を示しています。 また, 基幹相談支援センターが実施する研修の一層の内容充実や, 京都府や国において実施する研修の周知等により, サービス提供体制の充実にも努めるとともに, 平成２７年４月以降の障害福祉サービス等の支給決定で必須となるサービス等利用計画案の提出について, サービス利用に支障が生じないように, 取扱いを関係機関にお示ししてまいります。
47	地域相談支援の利用が増えていない。サービス見込を高くしてほしい。	1	地域移行支援及び地域定着支援のサービス必要量は, 制度が開始（個別給付化）した平成２４年度以降の利用実績を基に見込んでおりますが, 今後も制度の周知をはじめ, より利用しやすい制度となるよう努めてまいります。
48	事業所職員の処遇改善, 事業所増加に向けた取組を希望する。 (再掲)	4	(No. 23 で回答済み)
⑤障害児支援【新規】（４件）			
49	障害のある子どもを安心して育てられるような制度運営を希望する。	2	御意見を踏まえ, 増加していくサービス需要に対応し, 障害のある児童ひとりひとりが最適な支援を受けられるような制度運営に努めてまいります。
50	より専門性の高い放課後等デイサービス事業所を増やすように取り組んでほしい。	1	近年, 放課後等デイサービス事業所の設置が急増しておりますが, 地域的な偏りや, 医療的ケアが可能な事業所の不足といったサービス供給上の課題があるため, 質の確保に加え, 事業所設置促進補助の有効活用による事業所設置促進に努めてまいります。
51	障害児入所施設のベッド数が平成２７年度に６床増床されるのはありがたい。利用希望者のため, 定員を増やしてほしい。	1	サービス必要量の見込は近年の利用実績から算出しており, 平成２７年度に増床等があるわけではありません。 国においては, 今後は入所施設を増やさず, 在宅生活での通所施設利用を基本とする方針であり, 本市としても, 在宅・通所系のサービスの充実を図ることで, 地域において安心して暮らしていただけるよう取り組んでまいります。

(4) 地域生活支援事業の実施に関するもの（１４件）

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
相談支援（２件）			
52	対応がスムーズにできるよう相談窓口での理解を深めてほしい。	1	窓口での対応をよりスムーズに行い、相談内容への理解を深めるため、引き続き、職員研修の内容を充実させ、総合的な相談が可能な人材の育成に努めてまいります。 また、市内１５箇所に設置している障害者地域生活支援センターについても、平成２６年度から全センターにおいて３障害対応の相談支援を行っております。
53	入居の際に困難を抱える方のため、住宅入居等支援事業を充実してほしい。	1	障害者地域生活支援センターでは、障害のある方の入居や居住に係る相談支援を実施しており、入居時や更新時の不動産業者等との手続きの支援や、公的保証人制度がある場合には必要に応じてその利用支援を行っています。今後とも、障害のある方の地域生活の支援に努めてまいります。
権利擁護（４件）			
54	・成年後見制度の助成を今後も継続し、誰もが使いやすい制度としてほしい。 ・２７年１月の制度改正を広報してほしい。	4	本市では平成２４年４月に「京都市成年後見支援センター」を設置し、制度に関する相談から利用までの一貫した支援や、普及・啓発等を行っております。 また、市長申立に係る審判申立費用及び後見人報酬については、一定要件の下、費用負担が困難と認められる場合に助成を行っており、平成２４年度からは本人及び親族申立にも対象を拡大しています。 なお、平成２７年１月の制度改正については、家庭裁判所に問い合わせたものの確認できませんでした。
コミュニケーション支援（２件）			
55	脳損傷による失語症でコミュニケーションに苦労している方への支援を充実してほしい。	2	脳損傷による失語症のある方については、平成２７年４月に開設予定の「京都市地域リハビリテーション推進センター（仮称）」の障害者支援施設における自立訓練の利用対象としていくことで、医療リハビリによる言語訓練を終了された方が地域での社会資源にスムーズに繋がられるように支援してまいります。
日常生活用具給付等事業（２件）			
56	「情報・意思疎通支援用具」給付数が減少する見込みとなっているのは何故か。	1	日常生活用具給付等事業については、用具ごとに過去の実績推移を反映し見込量を算出しています。情報・意思疎通支援用具については、実績が減少傾向にあるため、見込量も減少しています。
57	日常生活用具の給付対象を拡大してほしい。	1	日常生活用具については、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することとなっており、給付品目の種類や給付対象の拡大については、多様なニーズの把握に努め、検討を進めてまいります。

移動支援（３件）			
58	・移動支援の量や対象を増やしてほしい。 ・移動支援が地域生活支援事業ではなく国の事業となるよう、国へ働き掛けてほしい。	3	移動支援事業は、平成１８年度の事業開始当初から利用者数、利用時間数の伸びが著しく、今後も大きな需要が見込まれるサービスであり、引き続き、事業者及びヘルパーの確保に努めるとともに、国に対して個別給付化を要望してまいります。 また、入院中のヘルパー派遣は居宅介護等の障害福祉サービスで不可とされており、地域生活支援事業でも同様に取り扱わざるを得ませんが、必要な措置を講ずるよう、今後とも国へ要望を行ってまいります。
発達障害者支援センター（１件）			
59	自閉症以外でも相談できるところを増やしてほしい。	1	自閉症スペクトラムをはじめとする発達障害の診断を受けていない方については、まず医療機関等で診断を受けていただくこととなります。既に診断を受けた方については、１８歳以上の方はかがやきで、１８歳未満の方は市内２箇所の児童福祉センターで相談支援を実施しています。また、身近な相談相手としては、発達障害のある方の保護者を障害者相談員として委嘱しています。 かがやきにおける相談件数の増加を踏まえ、かがやきを中心に相談できる機関の拡充など、今後検討を進めてまいります。

(5) 計画の達成状況の分析及び評価に関するもの（１件）

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
60	計画の具体化に向けて、進捗状況を確認のうえ、点検、評価しながら取組を進めていくことを期待する。 一方で、事業の効率化や、記載されていないことに対応する柔軟性も必要である。	1	御指摘のとおり、計画を形にしていくことが重要であると考えております。計画で設定した成果目標及び活動指標については、各年度の実績を把握し、京都市障害者施策推進審議会等の機関において分析・評価を行ってまいります。 また、必要に応じて障害福祉計画の変更や事業の見直し等、柔軟に対応してまいります。

(6) その他（１１件）

番号	意見の要旨	件数	本市の考え方
巻末資料（２件）			
61	手帳発行数等の基礎データの記載があれば、サービス見込量等の数値について議論がしやすく、説得力も増す。	1	御意見を踏まえ、手帳種別・等級ごとの発行者数を新たに巻末資料に掲載いたします。 【案に反映させていただいた御意見】
62	巻末資料の「１年未満入院患者の平均退院率」には６５歳以上の方も含まれるのか。	1	６５歳以上の方を含んだ割合となっています。

その他（９件）		
63	サービスの経済的負担を軽くしてほしい。	2 本市では、平成１８年の障害者自立支援法施行以降、国が定めた利用者負担上限月額より低い上限月額を設定する等独自の軽減策を実施してきました。現在は、国においても市民税非課税世帯は利用者負担額が無料となったところですが、本市においては、自立支援医療やグループホームの利用者負担については独自の軽減策を引き続き実施するとともに、サービスについても、地域生活支援事業との特例上限を設ける等の取組を引き続き実施しています。
64	高次脳機能障害に関する周知・啓発を希望する。	1 高次脳機能障害については、これからもより一層の周知に努めてまいります。 また、本市においては、平成２７年７月ごろを目途に、「京都市地域リハビリテーション推進センター（仮称）」において高次脳機能障害支援拠点を設置する予定としており、今後、啓発や周知を含めた事業の充実に取り組んでまいります。
65	失語症の方への情報提供に協力してほしい。	1 御相談の件については、「京都市地域リハビリテーション支援推進センター（仮称）」へ御相談ください。 なお、障害のある方全体への情報提供として、本市では、障害のある方が利用できる施策や施設等を紹介する「障害保健福祉のしおり」及び、その中でも特に障害福祉サービス等について詳しく説明する「障害者総合支援法 障害福祉サービス等のしおり」を毎年度発行しています。
66	知的障害のある人は障害支援認定区分で実際よりも軽く判定されてしまうと思う。制度の見直しを行ってほしい。	3 障害支援区分認定を含めた支給決定のあり方については、法の施行後３年を目途として検討することとなっております。 平成２６年４月以降、障害支援区分の判定等については、知的障害のある人や精神障害のある人の特性に応じて適切に行われるよう共通の基準が設けられましたが、より身体・知的・精神・難病等の特性が反映された制度となるよう、国に働き掛けてまいります。
67	介護タクシーで通所したい。	1 事業所への通所については、基本的に事業所による送迎や利用者の自主通所を想定していますが、介護タクシーの利用について特に制限を設けてはおりません。
68	障害者スポーツ施設を充実してほしい。	1 本市では、左京区に障害者スポーツセンター、南区に障害者教養文化・体育会館を設置し、障害者スポーツの振興を図っております。新たな施設の建設は困難ですが、両施設とも駐車場を完備し、最寄り駅からの送迎バスも運行し、利用者がアクセスしやすいよう配慮しております。